

民営化等をした法人に適用される会計基準等

1. 日本郵政公社

日本郵政公社法

(平成十四年七月三十一日法律第九十七号)

(企業会計原則)

第二十九条 公社の会計は、総務省令で定めるところにより、企業会計原則によるものとする。

(財務諸表等)

第三十条 公社は、毎事業年度、貸借対照表、損益計算書、利益の処分又は損失の処理に関する書類その他総務省令で定める書類及びこれらの附属明細書(以下「財務諸表」という。)を作成し、当該事業年度の終了後三月以内に総務大臣に提出し、その承認を受けなければならない。

2 財務諸表(貸借対照表、損益計算書その他の総務省令で定める書類に限る。)においては、郵便業務、郵便貯金業務及び簡易生命保険業務の区分ごとの内訳を明らかにしなければならない。

3 公社は、第一項の規定により財務諸表を総務大臣に提出するときは、これに当該事業年度の事業報告書を添え、並びに財務諸表及び事業報告書(会計に関する部分に限る。)に関する監事及び会計監査人の意見を付けなければならない。

4 前項の事業報告書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 業務の実施状況

二 郵便局の設置、移転及び廃止の状況

三 常時勤務に服することを要する職員(国家公務員法(昭和二十二年法律第一百二十号)第七十九条又は第八十二条の規定による休職又は停職の処分を受けた者、法令の規定により職務に専念する義務を免除された者その他の常時勤務に服することを要しない職員で総務省令で定めるものを含む。)の数

四 郵便貯金資金の運用の実績

五 簡易生命保険資金の運用の実績

六 その他総務省令で定める事項

5 公社は、第一項の規定による総務大臣の承認を受けたときは、遅滞なく、財務諸表を官報に公告し、かつ、財務諸表並びに第三項の事業報告書並びに監事及び会計監査人の意見を記載した書面を、各事務所に備えて置き、総務省令で定める期間、一般の閲覧に供しなければならない。

日本郵政公社法施行規則

(平成十五年一月十四日総務省令第四号)

(会計の原則)

第十二条 公社の会計については、この省令の定めるところにより、この省令に定めのないものについては、一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に従うものとする。

2 金融庁組織令（平成十年政令第三百九十二号）第二十四条第一項に規定する企業会計審議会により公表された企業会計の基準は、前項に規定する一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に該当するものとする。

(財務諸表)

第十三条 法第三十条第一項に規定する総務省令で定める書類は、キャッシュ・フロー計算書とする。

(区分ごとの内訳を明らかにする財務諸表)

第十四条 法第三十条第二項に規定する総務省令で定める書類は、次に掲げる書類とする。

- 一 貸借対照表
- 二 損益計算書
- 三 キャッシュ・フロー計算書
- 四 前三号に掲げる書類の附属明細書

2 法第三十条第二項に規定する書類においては、郵便業務（法第二十四条第四項第二号に規定する郵便業務をいう。以下同じ。）郵便貯金業務（同条第五項に規定する郵便貯金業務をいう。以下同じ。）及び簡易生命保険業務（同条第三項第五号に規定する簡易生命保険業務をいう。以下同じ。）の区分のうち、二以上の区分に関連する資産、負債、収益及び費用は、別表第一に掲げる基準によるほか、適正な基準によりそれぞれの区分に整理しなければならない。

3 前項の場合において、当該基準によって整理することが著しく困難なときは、その全部を主たる関連を有する区分に整理することができる。

(財務諸表の様式)

第十五条 公社は、別表第一の様式により財務諸表（法第三十条第一項に規定する財務諸表をいう。以下同じ。）を作成しなければならない。

(事業報告書の記載事項)

第十六条 法第三十条第四項第三号に規定する常時勤務に服することを要しない職員で総務省令で定めるものは、次に掲げる者とする。

- 一 国家公務員法（昭和二十二年法律第二十号）第七十九条又は第八十二条の規定による休職又は停職の処分を受けた者

- 二 特定独立行政法人等の労働関係に関する法律（昭和二十三年法律第二百五十七号）
第七条第五項の規定により休職者とされた者
- 三 国際機関等に派遣される一般職の国家公務員の処遇等に関する法律（昭和四十五年法律第百十七号）第二条第一項の規定により派遣された者
- 四 国家公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第百九号）第三条第一項の規定により育児休業をしている者

第十七条 法第三十条第四項第六号に規定する総務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 業務内容、主たる事務所及び従たる事務所の所在地、資本金額及び政府からの出資額並びに当該事業年度中のそれぞれの増減、公社の沿革及び設立の根拠法、主管省庁の名称その他の公社の概要
- 二 過去三事業年度以上の業務の実施状況
- 三 当該事業年度及び過去三事業年度以上の資金調達の状況及び設備投資の状況
- 四 当該事業年度の役員の数、氏名、役職（非常勤の者にあつては、役職及び主な職業）、任期及び経歴
- 五 子会社（独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律施行令第十三条に規定する情報提供の対象となる法人の範囲を定める省令（平成十四年総務省令第八十五号。以下この号において「独法情報公開省令」という。）第一条第一項に規定する子会社（同項の規定により子会社とみなされるものを含む。）をいう。以下同じ。）及び関連会社（独法情報公開省令第二条第二号に掲げるものをいう。以下同じ。）並びに関連公益法人（独法情報公開省令第二条第三号に掲げるものをいう。以下同じ。）の状況を示すために必要かつ適当なものとして次に掲げるもの
 - イ 公社との関係を系統的に示した図
 - ロ 名称
 - ハ 住所
 - ニ 資本金（関連公益法人にあつては、基本財産）
 - ホ 事業内容
 - ヘ 役員の数及び代表者の氏名
 - ト 従業員数（関連公益法人にあつては、職員数）
 - チ 公社の出資比率（子会社及び関連会社に限る。）
 - リ その業務と公社の業務との関係
 - ヌ 公社との重要な取引の概要
 - ル 役員であつて公社の役員を兼ねている者の氏名及び役職
- 六 公社並びにその子会社及び関連会社から成る集団の財産及び損益の状況を示すために必要かつ適当なものとして次に掲げるもの
 - イ 連結貸借対照表

- ロ 連結損益計算書
 - ハ 連結剰余金計算書
 - ニ 連結キャッシュ・フロー計算書
 - ホ 前各号に掲げるものの附属明細書
 - 七 当該事業年度終了後に生じた会社の状況に関する重要な事実
 - 八 会社が対処すべき課題
- 2 会社は、別表第二の様式により前項第六号に掲げるものを作成しなければならない

別表第 1 (第 14 条、第 15 条及び附則第 3 条関係)

様式第 1 から様式第 17 (略)

(注) 第 14 条第 2 項に規定する基準は次のとおりとする。

郵便業務、郵便貯金業務及び簡易生命保険業務の区分のうち、二以上の区分に関連する資産、負債、収益及び費用は、原則として次の基準によってそれぞれの区分に整理する。

動産不動産 取得時の支出額比

退職給付引当金 勤続期間を同じくする職員の集団ごとの郵便業務、郵便貯金業務及び簡易生命保険業務に係る俸給の支給額比を、勤務期間を同じくする職員の集団ごとの退職給付債務にそれぞれ乗じて得た額の合計額比

賞与引当金 賞与の支給見込額比

動産不動産売却益(又は動産不動産処分損) 関連する固定資産価額比

業務費 郵便業務、郵便貯金業務若しくは簡易生命保険業務のうち、二以上の業務に直接従事している職員の勤務時間比又はいずれかの業務に直接従事している職員の人員数比

人件費 郵便業務、郵便貯金業務若しくは簡易生命保険業務のうち、二以上の業務に直接従事している職員の勤務時間比又はいずれかの業務に直接従事している職員の人員数比

租税公課(固定資産税及び市町村納付金) 関連する固定資産価額比

減価償却費 関連する固定資産価額比

別表第 2 (第 17 条関係)

様式第 1 から様式第 16 (略)

2 . 東日本旅客鉄道株式会社ほか

鉄道事業法

(昭和六十一年十二月四日法律第九十二号)

(会計)

第二十条 鉄道事業者は、国土交通省令で定めるところにより、その事業年度並びに勘定科目の分類及び貸借対照表、損益計算書その他の財務計算に関する諸表の様式を定め、その会計を整理しなければならない。

鉄道事業会計規則

(昭和六十二年二月二十日運輸省令第七号)

鉄道事業法（昭和六十一年法律第九十二号）第二十条第一項の規定に基づき、鉄道事業会計規則を次のように定める。

- 第一章 総則（第一条—第五条）
- 第二章 固定資産勘定（第六条—第十四条）
- 第三章 貯蔵品勘定（第十五条—第十九条）
- 第四章 収益勘定及び費用勘定（第二十条・第二十一条）
- 第五章 雑則（第二十二条）
- 附則

第一章 総則

(趣旨)

第一条 鉄道事業法第二十条第一項（軌道法（大正十年法律第七十六号）第二十六条において準用する場合を含む。）の規定による会計の整理については、この省令の定めるところによる。

第一条の二 この省令において、「鉄道事業」とは、鉄道事業法による鉄道事業及び軌道法による軌道事業をいい、「鉄道事業者」とは、鉄道事業法による鉄道事業者及び軌道法による軌道経営者をいう。

(遵守義務)

第二条 鉄道事業者は、この省令の定めるところにより、その会計を整理しなければならない。ただし、特別の理由がある場合には、国土交通大臣の許可を受けて、この省令の定めるところと異なる整理をすることができる。

(事業年度)

第三条 鉄道事業者の事業年度は、一年又は六月とし、その始期は、一年のものにあっては四月一日、六月のものにあっては四月一日及び十月一日とする。

(会計原則)

- 第四条** 鉄道事業者は、次に掲げる原則によってその会計を整理しなければならない。
- 一 財政状態及び経営成績について真実な内容を表示すること。
 - 二 すべての取引について、正規の簿記の原則に従って、正確な会計帳簿を作成すること。
 - 三 資本取引と損益取引とを明確に区別すること。
 - 四 会計の整理について同一の方法を每期継続して適用し、みだりにこれを変更しないこと。
 - 五 その他一般に公正妥当であると認められる会計の原則に従うこと。

(勘定科目及び財務諸表)

- 第五条** 鉄道事業者は、次章以下に定めるもののほか、別表第一によって勘定科目を分類し、かつ、別表第二によって貸借対照表、損益計算書その他の財務計算に関する諸表を作成しなければならない。

第二章 固定資産勘定

(鉄道事業固定資産)

- 第六条** 鉄道事業固定資産は、独立性のある区間ごとに区分して整理するものとする。ただし、区分の困難なものについては、この限りでない。

(鉄道事業建設仮勘定)

- 第七条** 鉄道事業固定資産の建設に要した費用は、建設仮勘定をもつて整理し、次に掲げる時期に遅滞なく精算して鉄道事業固定資産勘定に振り替えなければならない。ただし、その時期に精算することができないときは、概算額をもつて振り替えることができる。この場合には、精算が完了したときに補正しなければならない。

- 一 建設工事完了前に使用を開始した固定資産(使用を開始した部分に限る。)については、その使用を開始したとき。
 - 二 その他の固定資産については、建設工事が完了したとき。
- 2 建設が短期間であり、かつ、建設に関する会計整理が簡単な場合には、前項の規定にかかわらず、当該固定資産の建設に要した費用を直接鉄道事業固定資産勘定に整理することができる。

(鉄道事業固定資産の評価)

- 第八条** 鉄道事業固定資産の貸借対照表価額は、当該資産の取得原価から減価償却額を控除した価額とする。ただし、災害その他の理由により鉄道事業固定資産の価額が著しく低減したときは、適正な価額にするものとする。

(鉄道事業固定資産の取得原価)

- 第九条** 鉄道事業固定資産の取得原価は、次に掲げる価額とする。

- 一 建設した固定資産については、建設価額
- 二 購入した固定資産については、購入代価に購入に直接要した附帯費用を加算した価額
- 三 贈与を受けた固定資産については、市場価格、復成価格等を基準にした適正な評価額

(建設に充当した借入資金の利息)

- 第十条** 運輸開始前、鉄道事業の用に供するために建設工事により取得した固定資産については、当該資産の建設に充当した借入資金の利息で当該資産の使用開始前に生じたものは、当該資産の建設価額に算入することができる。

- 2 運輸開始後、鉄道事業の用に供するために次に掲げる建設工事により取得した固定資産については、当該資産の建設に充当した借入資金の利息で当該資産の使用開始前に生じたものは、当該資産の建設価額に算入することができる。

- 一 変電所、車庫、工場又は停車場の新設工事
 - 二 複線（三線以上を含む。）工事
 - 三 電化又は昇圧の工事
 - 四 軌間拡張又は線路移設の工事
 - 五 地表線を高架線又は地下線に変更する工事
 - 六 前各号の工事に準ずる大規模な工事
- 3 前二項の規定により借入資金の利息を当該資産の建設価額に算入する場合において、当該資金に係る受取利息があるときは、当該資産の使用開始前に生じた受取利息に相当する金額を当該資産の建設価額から控除しなければならない。
（鉄道事業固定資産の減価償却）
- 第十一条** 鉄道事業固定資産の減価償却は、有形固定資産については定率法又は定額法により、無形固定資産については定額法により行わなければならない。
- 2 鉄道事業固定資産の減価償却に関する整理は、有形固定資産については間接法により、無形固定資産については直接法により行わなければならない。
（鉄道事業固定資産の除却）
- 第十二条** 鉄道事業固定資産（無形固定資産を除く。）を除却（廃棄を含む。以下同じ。）した場合には、その資産の取得原価及び減価償却累計額をそれぞれの該当勘定から除去しなければならない。
- 2 前項の場合において、除却した資産の帳簿価額（その資産の取得原価から減価償却累計額を控除した価額をいう。以下同じ。）から貯蔵品勘定その他の勘定に振り替えた額を控除した額及び除却に要した費用は、固定資産除却費勘定に整理しなければならない。
- 3 前項の貯蔵品勘定その他の勘定への振替額は、当該除却資産の帳簿価額と時価とのうちいずれか低い価額とする。
（取替資産及びその取替の整理）
- 第十三条** 鉄道事業固定資産のうちレール、まくら木その他種類及び品質を同じくする多量の資産から成る固定資産で使用に堪えなくなつた部分が毎事業年度ほぼ同数量ずつ取り替えられるものは、取替資産とする。
- 2 取替資産の一部をこれと種類及び品質を同じくする新たな資産と取り替えた場合には、その新たな資産の取得原価を修繕費に計上するものとする。 _
（各事業に共用される固定資産）
- 第十四条** 鉄道事業と鉄道事業者が兼営する他の事業とに共用される固定資産は、適正な基準により鉄道事業固定資産勘定に区分整理しなければならない。ただし、他の事業の規模が極めて小さい場合には、その全部を鉄道事業固定資産勘定に整理することができる。
- 2 前項の規定にかかわらず、鉄道事業固定資産勘定に区分整理することが不適當であると認められる固定資産は、各事業関連固定資産勘定に整理することができる。
- 3 第七条から第十二条まで（第十条第二項を除く。）の規定は、前項の規定により各事業関連固定資産勘定に整理される固定資産について準用する。この場合において、第十条第三項中「前二項」とあるのは、「第一項」と読み替えるものとする。

第三章 貯蔵品勘定

（貯蔵品）

- 第十五条** 鉄道事業の用に供するために取得した物品（固定資産勘定に整理されるものを除く。）は、貯蔵品勘定に整理しなければならない。ただし、取得後直ちに使用されるものについては、この限りでない。
- 2 鉄道事業固定資産を除却した場合において、当該除却資産のうちに再使用又は売却の可能な物品があるときは、当該物品を貯蔵品勘定に振り替えて整理しなければならない。

(貯蔵品の評価)

第十六条 貯蔵品勘定に整理される物品(以下「貯蔵品」という。)の貸借対照表価額は、当該物品の取得原価とする。ただし、損傷、陳腐化その他の理由により貯蔵品の価額が著しく低減したときは、適正な価額によるものとする。

(貯蔵品の取得原価)

第十七条 貯蔵品の取得原価は、次に掲げる価額とする。

- 一 購入した貯蔵品については、購入代価に購入に直接要した附帯費用を加算した価額
- 二 製作した貯蔵品については、製作価額
- 三 鉄道事業固定資産の除却により除却資産から振り替えられた貯蔵品については、第十二条第三項に規定する振替額

(貯蔵品の受払い)

第十八条 貯蔵品の受払いは、継続記録法によって整理しなければならない。

- 2 貯蔵品の払出価額は、先入先出法、後入先出法、移動平均法、総平均法又は個別法によって算出した払出単価によって算定しなければならない。

(予定受払単価法)

第十九条 前条第二項の規定にかかわらず、受払いの頻度が高く、かつ、種類、品質及び規格を同じくする貯蔵品については、事業年度ごとにあらかじめ適正に設定した受払単価をもつて整理することができる。

第四章 収益勘定及び費用勘定

(各事業に関連する収益及び費用)

第二十条 鉄道事業と鉄道事業者が兼営する他の事業とに関連する収益及び費用は、別表第一に掲げる基準によるほか、適正な基準により鉄道事業の収益勘定及び費用勘定に配賦しなければならない。ただし、他の事業の規模が極めて小さい場合には、その全部を鉄道事業の収益勘定及び費用勘定に整理することができる。

(建設と営業とに関連する費用)

第二十一条 未開業線の建設と開業線の営業とに関連する費用は、適正な基準により未開業線の固定資産勘定と鉄道事業営業費勘定とに配賦しなければならない。ただし、配賦することが困難なものについては、その全部を鉄道事業営業費勘定に整理することができる。

第五章 雑則

(申請書の経由)

第二十二条 この省令の規定による許可の申請は、申請者の主たる事務所の所在地を管轄する地方運輸局長を経由してしなければならない。

附 則

- 1 この省令は、昭和六十二年四月一日から施行する。
- 2 地方鉄道業会計規則(昭和三十五年運輸省令第四十四号。以下「旧規則」という。)は、廃止する。
- 3 昭和六十二年三月末日以前に終了した事業年度に係る会計の整理については、なお従前の例による。
- 4 旧規則第二条第一項の規定によりなされた許可は、第二条の規定によりなされたものとみなす。

別表第 1 (第 5 条関係)
勘定科目表 (略)

備考

- 1 鉄道事業(軌道事業を除く。)と併せて軌道事業を営む場合には、軌道事業営業収益については鉄道事業営業収益と同様に分類する。
- 2 鉄道事業営業収益のうち継続的に行われる他の鉄道事業者等との連絡運輸に関する収入運賃は、精算された期の収益として整理することができる。
- 3 貨物割戻料は、貨物運輸収入から控除するものとする。
- 4 各事業に関連する厚生福利施設収入は、原則として各事業の専属職員数の百分比により各事業に配賦する。

備考

各事業又は各部門に関連する営業費の配賦基準

- 1 鉄道事業(軌道事業を除く。)と併せて軌道事業を営む場合には、軌道事業営業費用については鉄道事業営業費用と同様に分類する。
 - 2 当該費用を原則として次の基準によって各事業又は各部門に配賦する。
 - 法定福利費 各事業又は各部門の専属人件費の百分比
 - 厚生福利費 各事業又は各部門の専属人件費又は専属職員数の百分比
 - 水道光熱費 各事業又は各部門の専属職員数又は床面積の百分比
 - 保守管理費 各事業の専属の線路保存費、電路保存費及び車両保存費の百分比
 - 輸送管理費 各事業の専属の運転費及び運輸費の百分比
 - 案内宣伝費 各事業の専属営業収益の百分比
 - 厚生福利施設費 各事業の専属職員数の百分比
 - 一般管理費 各事業の専属営業費(減価償却費を除く。)の百分比
- 諸説
- 固定資産諸税 各事業関連固定資産の各事業への配賦額の百分比
 - その他 各事業の専属営業費の百分比
 - 減価償却費 各事業関連固定資産の各事業への配賦額の百分比
- 3 1の場合において兼業として不動産業その他の商業を営む場合には、営業費から売上原価及び減価償却費を控除した額をもつて専属営業費とし、工業を営む場合には、製造原価からこれに含まれる材料費を控除した額に販売費(減価償却費を除く。)を加算した額をもつて専属営業費とする。

別表第 2 (第 5 条関係)
(略)

3 . 日本電信電話株式会社

電気通信事業法

(昭和五十九年十二月二十五日法律第八十六号)

(会計の整理)

第三十三条 第一種電気通信事業者は、電気通信役務に関する料金の適正な算定に資するため、総務省令で定める勘定科目の分類その他会計に関する手続に従い、その会計を整理しなければならない。

電気通信事業会計規則

(昭和六十年四月一日郵政省令第二十六号)

電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）第三十三条の規定に基づき、電気通信事業会計規則を次のように定める。

第一章 総則（第一条—第六条の二）

第二章 資産及び負債・資本（第七条—第十五条）

第三章 収益及び費用（第十六条）

第四章 雑則（第十七条・第十八条）

附則

第一章 総則

(目的)

第一条 この省令は、第一種電気通信事業者（以下「事業者」という。）の会計の基準を確立するとともに、その財政状態及び経営成績を明らかにし、もつて電気通信役務に関する料金の適正な算定に資することを目的とする。

(遵守義務)

第二条 事業者は、この省令の定めるところにより、その会計を整理しなければならない。ただし、特別の理由がある場合には、総務大臣の許可を受けて、この省令の規定によらないことができる。

(事業年度)

第三条 事業者の事業年度は、一年又は六月とし、その始期は、一年のものにあつては四月一日とし、六月のものにあつては、四月一日及び十月一日とする。

(会計原則)

第四条 事業者は、次の各号に掲げる基準に従つてその会計を整理しなければならない。

- 一 財政状態及び経営成績について、真実な内容を表示すること。
- 二 すべての取引について、正規の簿記の原則に従つて、正確な会計帳簿を作成すること。
- 三 会計方針を每期継続して適用し、みだりにこれを変更しないこと。
- 四 その他一般に公正妥当と認められる会計の原則に従うこと。

(勘定科目及び財務諸表)

第五条 事業者は、別表第一によりその勘定科目を分類し、かつ、別表第二の様式により貸借対照表、損益計算書その他の財務諸表を作成しなければならない。この場合において、財務諸表のうち、附属明細書として記載すべきものは、次の各号に掲げるものとする。

- 一 固定資産等明細表
- 二 関係会社投資明細表
- 三 関係会社債権明細表
- 四 有価証券明細表
- 五 社債明細表
- 六 借入金等明細表
- 七 関係会社債務明細表
- 八 引当金明細表
- 九 資本金等明細表
- 十 電気通信事業営業費用明細表
- 十一 役務別損益明細表
- 十二 音声伝送役務損益明細表
- 十三 専用役務損益明細表
- 十四 その他重要事項明細表

(電気通信事業以外の事業)

第六条 電気通信事業以外の事業に属する固定資産、収益又は費用であつて、別表第一及び別表第二に定めのないものについては、その内容を明示する科目を設けて整理しなければならない。

(金額の表示の単位)

第六条の二 財務諸表に掲記される科目その他の事項の金額は、千円単位又は百万円単位をもつて表示することができる。

第二章 資産及び負債・資本

(有形固定資産の評価)

第七条 有形固定資産の貸借対照表価額は、当該有形固定資産の取得原価から減価償却累計額を控除した額とする。

2 前項の取得原価は、その取得に要した有効かつ適正な支出の額によらなければならない。

(工事負担金)

第八条 契約約款の定めるところにより、ケーブルその他の線路設備の工事に関する対価として事業者以外の者が提供した金銭又は資材(以下「工事負担金」という。)を充当して有形固定資産を建設した場合は、その資産の取得原価は、前条第二項の規定にかかわらず、取得に要した有効かつ適正な支出の額から工事負担金の額を控除した額とすることができる。

(建設仮勘定)

第九条 建設により有形固定資産を取得するときは、その取得に直接要した有効な支出の額及び適正な基準に基づいて算出した間接費を建設仮勘定に計上し、左に掲げる時期に、遅滞なく精算して、当該有形固定資産勘定に振り替えなければならない。

一 建設工事完了前に使用を開始した資産(使用を開始した部分に限る。)については、その使用を開始したとき。

二 その他の資産については、建設工事が完了したとき。

2 建設が短期間であり、かつ、建設に関する経理が容易な有形固定資産については、前項の規定にかかわらず、建設仮勘定に計上すべき額を直接、当該有形固定資産勘定に整理することができる。

(減価償却)

第十条 電気通信事業固定資産の減価償却は、有形固定資産については定率法又は定額法により、無形固定資産については定額法により行わなければならない。

2 電気通信事業固定資産に対する減価償却費の額は、その計上のつど、個々の資産に適正に配賦しなければならない。ただし、個々の資産に配賦することが困難な場合は、耐用年数の異なる資産の区分ごとに配賦することができる。

(共用固定資産の整理)

第十一条 電気通信事業と電気通信事業以外の事業とに共用される固定資産は、適正な基準によりそれぞれの事業の勘定に整理しなければならない。ただし、その基準によって整理することが著しく困難な場合は、その全部を主たる用途の事業の勘定に整理することができる。

(固定資産の除却)

第十二条 有形固定資産を除却したときは、その資産の取得原価及び減価償却累計額をそ

れぞれの該当勘定から減額しなければならない。

2 前項の場合において、当該除却資産のうちに再使用又は売却の可能な物品があるときは、当該物品の価額を貯蔵品その他の勘定へ振り替えなければならない。

3 第一項の場合において、除却した資産の帳簿価額から貯蔵品その他の勘定に振り替えた額を控除した額及び除却に要した費用は、固定資産除却費勘定に整理しなければならない。

(棚卸資産の評価)

第十三条 棚卸資産の貸借対照表価額は、当該資産の取得原価とする。

2 前項の取得原価は、その資産の取得に直接要した支出の額に引取費用等の附随費用を加算した額によらなければならない。

(棚卸資産の受払い)

第十四条 棚卸資産の受払いは、継続記録法によって整理しなければならない。

2 棚卸資産の払出価額は先入先出法、後入先出法、総平均法、移動平均法又は個別法により算定しなければならない。

(予定受払単価法)

第十五条 受払いの頻度が高く、かつ、種類、品質及び規格を同じくする棚卸資産については、事業年度ごとにあらかじめ適正に設定した受払単価をもつて整理することができる。

第三章 収益及び費用

(関連収益及び関連費用)

第十六条 電気通信事業と電気通信事業以外の事業とに関連する収益及び費用は、別表第一に掲げる基準によるほか、適正な基準によりそれぞれの事業に配賦しなければならない。

2 二以上の種類（電気通信事業法第九条第二項第二号の総務省令で定める区分による電気通信役務の種類をいう。）又は細目（別表第二様式第21の表及び第22の表の役務の細目の欄に掲げる細目をいう。）の電気通信役務に関連する収益及び費用は、別表第二に掲げる基準によるほか、適正な基準によりそれぞれの役務に配賦しなければならない。

3 前二項の場合において、当該基準によって配賦することが著しく困難なときは、その全部を主たる関連を有する事業又は役務に整理することができる。

第四章 雑則

(財務諸表の提出)

第十七条 事業者は、この省令の定めるところに従って作成した財務諸表を、毎事業年度経過後三月以内に総務大臣に提出しなければならない。

(電磁的方法による提出)

第十八条 この省令の規定により総務大臣に提出する書類は、これらの書類の記載事項を記録した総務大臣が別に告示する電磁的方法(電子的方法、磁気的方法その他の人の知覚によっては認識することができない方法をいう。以下同じ。)に係る記録媒体により提出することができる。

- 2 前項の規定により電磁的方法に係る記録媒体により提出する場合には、事業者の氏名及び住所並びに申請又は提出の年月日を記載した書類を添付しなければならない。

附 則

- 1 この省令は、公布の日から施行し、昭和六十年四月一日以降に開始する事業年度から適用する。
- 2 事業者の作成する附属明細書については、当分の間、第五条第十一号、第十二号及び第十三号の規定は、適用しない。
- 3 前項の規定により第五条第十一号、第十二号及び第十三号の規定が適用されないこととなる間、事業者は、第十七条の規定による財務諸表の提出の際、併せて、役務別損益明細表、音声伝送役務損益明細表及び専用役務損益明細表がこの省令の規定に基づいて適正に作成されていることの職業的に資格のある会計監査人による証明書並びに当該役務別損益明細表、音声伝送役務損益明細表及び専用役務損益明細表を作成する際に準拠した収益及び費用の配賦の基準を記載した書類を総務大臣に提出するとともに、当該役務別損益明細表、音声伝送役務損益明細表及び専用役務損益明細表を総務大臣が別に告示する方法により開示しなければならない。

別表第一 (第5条、第6条及び第16条関係)

勘定科目表 (略)

(注) 第16条第1項に規定する基準は次のとおりとする。

電気通信事業と電気通信事業以外の事業とに関連する費用は、原則として次の基準によってそれぞれの事業に配賦する。

共通費 関連する固定資産価額(取得原価をいう。管理費、試験研究費及び試験研究費償却について同じ。)比又は管理・共通部門以外の部門の人件費比若しくは支出額比

管理費 関連する固定資産価額比又は管理部門以外の部門の人件費比若しくは支出額比

試験研究費 営業収益額比又は関連する支出額比若しくは固定資産価額比

試験研究費償却 同上

減価償却費 関連する固定資産価額(帳簿価額をいう。以下同じ。)比

固定資産除却費 関連する固定資産価額比

租税公課

固定資産税等 関連する固定資産価額比
事業所税 管理部門等の人件費比

別表第二 (第5条、第6条及び第16条関係)
(略)

4 . 財団法人塩事業センター

(日本たばこ産業株式会社より塩専売事業に係る財産を承継)

塩事業法

(平成八年五月十五日法律第三十九号)

第六章 塩事業センター

(指定等)

第二十一条 財務大臣は、塩の製造、輸入及び流通に関する調査研究等を行うことにより塩産業の健全な発展を図ることを目的として設立された民法（明治二十九年法律第八十九号）第三十四条の規定による法人であって、国民生活に不可欠である良質な塩の安定的な供給の確保を図るために次条第一項に規定する業務を適正かつ確実に行うことができると認められるものを、その申請により、全国に一を限って、塩事業センターとして指定することができる。

- 2 財務大臣は、前項の規定による指定をしたときは、同項の指定を受けた者（以下「センター」という。）の名称及び住所並びに事務所の所在地を公示しなければならない。
- 3 センターは、その名称及び住所並びに事務所の所在地を変更しようとするときは、あらかじめ、その旨を財務大臣に届け出なければならない。
- 4 財務大臣は、前項の規定による届出があったときは、当該届出に係る事項を公示しなければならない。

(業務)

第二十二条 センターは、次に掲げる業務を行うものとする。

- 一 生活用に使用される塩（以下「生活用塩」という。）の供給を行うこと。
- 二 塩の備蓄を行うこと。
- 三 生活用塩の供給を行うほか、緊急時（塩の供給が大幅に不足し、又は不足するおそれがある場合において、塩の供給を緊急に増加する必要があると財務大臣が認めるときをいう。第三十一条において同じ。）において、同条第一項の財務大臣の命令に基づき、塩の供給（塩を原料とする化学製品であって政令で指定するもの（以下「指定化学製品」という。）の製造の用に供する塩の供給を除く。）を行うこと。
- 四 塩産業の効率化を促進するために塩の製造又は販売の事業を行う者に対し、必要な助言、指導その他の援助を行うこと。
- 五 塩の製造、輸入及び流通に関する情報又は資料を収集し、及び提供すること。
- 六 塩の製造、輸入及び流通に関する調査研究を行うこと。
- 七 塩の品質に関する検査を行うこと。

八 前各号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

2 センターについては、第三章から第五章までの規定は、適用しない。

(生活用塩供給等業務特別勘定)

第二十五条 センターは、生活用塩供給等業務に係る経理については、その他の経理と区分し、別に生活用塩供給等業務特別勘定を設けて整理するものとし、生活用塩供給等業務に係る財産又は生活用塩供給等業務に要する費用に充てるものとして附則第六条第一項の規定により拠出される財産を、同勘定に帰属させるものとする。

2 生活用塩供給等業務特別勘定とその他の勘定の間においては、財務省令で定める場合を除き、資金の相互流用をすることができない。

塩事業法施行規則

(平成八年七月十八日大蔵省令第四十五号)

(資金の相互流用)

第二十五条 法第二十五条第二項に規定する財務省令で定める場合は、次に掲げるとおりとする。

- 一 一業務勘定において支払上一時的に現金に不足が生じる場合
- 二 各業務勘定に共通する経費の支払を一業務勘定で行う場合

2 前項の場合において、資金の相互流用をしたときは、センターは、次に掲げる日までに当該資金の決済を行わなければならない。

- 一 前項第一号の場合においては、当該資金の相互流用を行った日の属する月の末日
- 二 前項第二号の場合においては、当該資金の相互流用を行った日の属する月の翌月末日

財団法人塩事業センター寄附行為

(経理の区分)

第 10 条 本財団の事業に係る経理は、一般会計及び生活用塩供給等事業に関する会計(以下「生活用塩供給等業務特別勘定」という。)に区分するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、一般会計に係る事業であっても事業遂行上特に必要があるときは、理事会の決議を経て、これを区分して経理することができる。

(一般会計)

第 11 条 一般会計は、生活用塩供給等事業以外の事業に係る収入及び支出を経理する。
ただし、前条第 2 項の規定により経理が区分されたときは、当該経理に関する事業に係る収入及び支出については、区分して行うこととする。

2 一般会計の経費は、運用財産をもってこれに充てる。

(生活用塩供給等業務特別勘定)

第 12 条 生活用塩供給等業務特別勘定は、生活用塩供給等事業に係る収入及び支出を経理する。

2 生活用塩供給等業務特別勘定の経費は、生活用塩供給等事業に係る収入及び生活用塩供給等事業に係る財産をもってこれに充てる。